

第44号議案

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例の制定を一宮市長に申し出るため、本案を提出します。

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の文化活動の推進及び教養の向上を図るため、一宮市木曾川文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 一宮市木曾川文化会館

位置 一宮市木曾川町内割田一の通り27番地

(休館日)

第3条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(2) 毎月の第2火曜日及び第4火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以後に到来する最初の休日でない日）

2 指定管理者（第16条の規定により文化会館の管理を行う指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第4条 文化会館の施設及び付属設備を使用しようとする者は、別表第1に定める使用時間区分によりあらかじめ教育委員会に申請して使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の申請に当たり、同一の者に係る文化会館の使用について、必要な制限を設けることができる。

3 教育委員会は、使用許可をする場合において、文化会館の管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化会館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は付属設備を滅失させ、又は損傷させるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(3) 使用許可に付した条件に違反したとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。

2 使用者が前項の規定により損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用許可を取り消し、若しくは使用中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代わってこれを行い、その費用は、使用者の負担とする。

(特別設備の設置等)

第9条 使用者は、文化会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付け器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をさせることができる。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 文化会館の使用が別表第3使用区分の欄に該当する場合には、前項の使用料に同表施設の欄に掲げる割合を乗じて得た額を割増使用料として加算する。

3 前2項に規定する使用料は、使用許可の際納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

4 市長は、教育委員会規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) 使用者が、使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が文化会館の運営に支障がなく、相当の理由があると認めるとき。

(使用者の注意義務及び保安責任)

第12条 使用者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定を守り、使用する施設及び付属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、使用期間中入館者の整理及び警備の責めを負わなければならない。

(損害の賠償義務)

第13条 使用者は、施設又は付属設備若しくは備付け器具を滅失させ、又は損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。入館者に起因する損害についても、同様とする。

(職員の立入り等)

第14条 教育委員会は、文化会館の管理上必要があると認めるときは、その指定する職員(以下「職員」という。)を施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用

者は、これを拒むことができない。

2 使用者は、職員の指示に従わなければならない。

(入館の制限等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化会館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいてい者その他他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行する者
- (3) 教育委員会の許可なくして営業行為をし、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(指定管理者)

第16条 教育委員会は、文化会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に文化会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により、指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) 文化会館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条、第5条、第7条（第1項第2号を除く。）から第9条まで、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の定めるところに従い、適正に文化会館の管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年一宮市条例第5号）の一部を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

- (57) 一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例（平成27年一宮市条例第 号）第2条に定める一宮市木曾川文化会館

(使用許可に係る手続)

3 使用許可に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

区分	使用時間
午前	午前8時30分から午後0時30分まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後5時30分から午後9時30分まで
午前・午後	午前8時30分から午後5時まで
午後・夜間	午後1時から午後9時30分まで
全日	午前8時30分から午後9時30分まで

別表第2（第10条関係）

（単位 円）

区分	使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
ホール	6,000	6,800	7,600	12,800	14,400	20,400
練習室1	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000
練習室2	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
練習室3	500	500	500	1,000	1,000	1,500
付属設備	種類又は品目ごとに教育委員会規則で定める。					

備考

- 1 使用時間を延長する場合は、延長時間30分ごとに、午前7時から午前8時30分までにあつては午前、午後9時30分から午後10時までにあつては夜間に係る使用料の額の8分の1に相当する額を徴収する。この場合において、徴収する額に10円未満の端数が生じたときは、5円以上の端数金額にあつてはこれを10円に切り上げ、5円未満の端数金額にあつてはこれを切り捨てるものとする。
- 2 特別の設備又は器具を持ち込んで電気を使用する場合の使用料は、別に教育委員会が定める。
- 3 使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

別表第3（第10条関係）

使用区分		施設	
使用の目的又は形態	使用者の住所又は所在地	ホール	練習室
営利営業行為 物品の展示 又は販売を 目的とする もの	市内	200パーセント	200パーセント
	市外	300パーセント	300パーセント

	物品の展示 又は販売を 目的としな いもの		100パーセント	100パーセント
入場料を徴収 する場合	徴収する入 場料の最高 額が501円 以上1,000 円以下のも の		50パーセント	
	徴収する入 場料の最高 額が1,000 円を超える もの		100パーセント	

第45号議案

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則を制定するため、本案を提出します。

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例（平成27年一宮市条例第 号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(使用許可申請)

第3条 使用許可を受けようとする者は、一宮市木曾川文化会館使用許可申請書その他教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 教育委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から使用許可の申請を受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) ホール（ホール及びホール以外の施設を同時に使用するときを含む。）を使用するとき 使用しようとする日（その日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の日。以下「使用日」という。）の1年前の日の属する月の初日

(2) ホール以外の施設を使用するとき（ホール及びホール以外の施設を同時に使用するときを除く。） 使用日の3か月前の日の属する月の初日

3 前項の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後8時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請の前後によるものとする。ただし、これによることが困難であると教育委員会が認めるときは、抽選によるものとする。

(使用許可証の交付)

第5条 教育委員会は、文化会館の使用許可をしたときは、一宮市木曾川文化会館使用許可証（以下「使用許可証」という。）を交付する。

(使用許可の変更)

第6条 使用者は、使用開始前に使用許可の内容を変更しようとするときは、一宮市木曾川文化会館使用許可変更申請書に使用許可証を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可の内容に係る変更を認めた場合には、新たに使用許可証を交付する。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者は、使用開始前に文化会館を使用しないこととなったときは、一宮市木曾川文化会館使用許可取消申請書に使用許可証を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(使用許可の取消通知)

第8条 教育委員会は、使用者が条例第5条各号の規定に該当すると認めるとき、又は前条の規定による取消申請を適当と認めるときは、一宮市木曾川文化会館使用許可取消

通知書を交付する。

(使用時間の延長)

第9条 条例別表第1に定める使用時間区分には、後片付け等使用に必要なすべての時間を含むものとする。

2 使用者は、使用時間を延長しようとするときは、一宮市木曾川文化会館使用時間延長申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用時間の延長を許可したときは、一宮市木曾川文化会館使用時間延長許可証を使用者に交付する。

(付属設備の使用料)

第10条 条例別表第2に規定する付属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第10条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 市が主催する事業に使用する場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が公益上必要であると認める場合

2 使用料の減免の割合は、別に定める。

3 使用料の減免を受けようとする者は、一宮市木曾川文化会館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1号の規定に該当するとき 100パーセント

(2) 使用許可取消申請が使用日前30日までになされたとき 90パーセント

(3) 使用許可取消申請が使用日前20日までになされたとき 70パーセント

(4) 使用許可取消申請が使用日前10日までになされたとき 30パーセント

(特別設備の設置申請)

第13条 使用者は、条例第9条第1項の許可を受けようとするときは、一宮市木曾川文化会館特別設備設置等申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(特別設備設置等許可証の交付)

第14条 教育委員会は、前条の許可をしたときは、一宮市木曾川文化会館特別設備設置等許可証を交付する。

(会場責任者)

第15条 使用者は、文化会館の使用に係る規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めておかななければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者は、文化会館の使用を終わったときは、直ちに届け出て、職員の点検を受けなければならない。

(施設等滅失・損傷届)

第17条 使用者は、文化会館の使用の際に施設又は付属設備若しくは備付け器具を滅失させ、又は損傷させたときは、一宮市木曾川文化会館施設等滅失・損傷届を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第18条 使用者は、条例に規定するもののほか、職員の指示に従い、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を入館させないこと。
- (2) 整理員を置き、一般入館者の秩序維持を適切に行うこと。
- (3) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙又はピン及び釘の類を打たないこと。
- (5) 使用許可を受けていない施設及び付属設備を使用しないこと。
- (6) 条例第15条各号の規定に該当する者の入場を禁止し、又は退場を命ぜられた者を退場させること。
- (7) 使用開始前に打合せを十分に行うこと。
- (8) 文化会館の運営に支障を来すような行為をしないこと。

(入館者の遵守事項)

第19条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 定められた場所以外に出入りしないこと。
- (4) 文化会館の内外を不潔にしないこと。
- (5) 職員又は使用者の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第20条 何人も、教育委員会の許可を受けないで文化会館内及び文化会館敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。

(使用許可証の提示)

第21条 使用者は、使用許可証を携帯し、職員の要求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第22条 条例第16条の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合における第3条から第9条まで、第13条、第14条、第17条及び第20条の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(使用許可に係る手続)

- 2 使用許可に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第10条関係)

(単位 円)

附属設備	単位	使用料					
		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
楽屋1	1室	400	400	400	800	800	1,200
楽屋2	1室	400	400	400	800	800	1,200
ピアノ (調律除く)	1台	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000
舞台音響装置	1式	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
練習室1音響装置	1式	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
可動式音響装置	1式	400	400	400	800	800	1,200
ボーダーライト	1列	500	500	500	1,000	1,000	1,500
サスペンションラ イト	1列	500	500	500	1,000	1,000	1,500
ホリゾンライト	1列	500	500	500	1,000	1,000	1,500
シーリングライト	1列	500	500	500	1,000	1,000	1,500
ピンスポットライ ト	1台	500	500	500	1,000	1,000	1,500
プロジェクター (ホール)	1台	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
プロジェクター (練習室)	1台	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
スクリーン	1台	200	200	200	400	400	600
展示用パネル	1台	50	50	50	100	100	150
金屏風	1双	600	600	600	1,200	1,200	1,800
指揮台	1台	100	100	100	200	200	300
譜面台	1台	50	50	50	100	100	150
講演卓	1卓	300	300	300	600	600	900
花台	1卓	100	100	100	200	200	300
電気使用料 (特別設備等)	1kw	200	200	200	400	400	600

備考 使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
いまがわみねこ 今川峰子				学識経験者 (大学教授)	再
しみず ひろし 志水 廣				学識経験者 (大学教授)	再
こばしのりゆき 小林 敬幸				学識経験者 (大学准教授)	再
えがし 敦子 江崎 敦子				その他教育委員会が認めた者 (元尾西市教育委員)	再
たんげ たえみ 丹下多榮美				その他教育委員会が認めた者 (元木曾川町教育委員)	再
つちやかおる 土屋 薫				教育関係者 (一宮市小中学校校長会長)	新
はなまきなりひろ 花木成博				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会副会長)	新
まえだ 友見子 前田友見子				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会副代表)	再
あおき としのり 青木俊憲				その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
せきぐちけいこ 関口 恵子				教育関係者 (一宮市主席スクールカウンセラー)	再
かんだ かずひこ 神田和彦				教育関係者 (自立支援指導員)	再
あんのりょうた 阿武涼太				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	再
いとうあおい 伊藤 葵				その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
くまざわひろし 熊沢裕司				一宮市企画部長	再
ながの くみこ 長野久美子				一宮市福祉こども部長	再

2. 委嘱期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

一宮市学校教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関する事
- (2) 教職員の研修に関する事
- (3) その他、学校教育の推進に関する事

(委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第47号議案

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市の子どもの安全教育のあり方について提言を受けるため、一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1 平成27年度 一宮市子どもの安全推進委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
三 望 能 成				医療関係者 (一宮市民病院小児科部長)	再
野 村 置 孝				医療関係者 (一宮市学校保健会会長)	再
後 藤 眞				医療関係者 (一宮市学校保健会学校医部会長)	再
浅 野 勝 信				関係行政担当者 (一宮保健所次長)	再
蘭 口 恵 子				医療関係者 (一宮市スクールカウンセラー)	再
浜 口 幸 久				関係行政担当者 (一宮市消防署救急救命士)	再
山 口 雅 志				その他教育委員会が認めた者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会会長)	新
山 崎 博 美				その他教育委員会が認めた者 (一宮市保育園保護者代表)	新
土 屋 薫				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校校長会長)	新
戸 川 み ゆ き				学校・保育園関係者 (一宮市保育園長代表)	新
小 沢 秀 彦				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校安全教育担当校長)	再
山 田 美 代 子				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校教諭代表)	新
安 井 真 弓				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校養護教諭代表)	再

2 委嘱期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 安全・安心のまちづくりの一環として、これからの子どもの安全教育のあり方を考えるため、一宮市子どもの安全推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について提言する。

- (1) 子どもの安全教育に関すること
- (2) 重大事故防止に関すること
- (3) 子どもの事故検討委員会（仮称）を招集すること
- (4) その他、委員長が必要と定めた事項に関すること

(委員)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学校・保育園関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推進委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員がやむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、委員長の承認により、代理者の出席をもって充てることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員 委嘱候補者

(市民会館等)

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
なか の かず お 中 野 和 雄				一宮市教育長	再
わき だ かね やす 脇 田 兼 康				一宮市図書館長	新
い と う てつ 伊 藤 哲				公認会計士	再
う つ き やすし 宇 都 木 寧				弁護士	再
こ ん どう く み 近 藤 久 美				修文大学 短期大学部教授	再

(スポーツ施設)

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
すぎ やま ひろ ゆき 杉 山 弘 幸				一宮市 教育文化部長	新
の だ しん ご 野 田 眞 吾				一宮市 教育文化部次長	新
う す い たか よし 臼 井 孝 嘉				公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久				弁護士	再
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫				中京大学スポーツ 科学部教授	再

2. 委嘱期間

平成27年5月19日～指定管理者の指定を行うまで

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

2 委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育文化部長
- (4) 次長相当職の市の職員
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設の指定を行うまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならな

い。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が指定管理者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第49号議案

一宮市立図書館協議会委員の任命について

一宮市立図書館協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了のため、図書館法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市立図書館協議会委員 任命候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
まの野 なおみ				学校教育関係者 (一宮市立浅井南小学校長)	新
いわたまちこ 岩田 町子				社会教育関係者 (公民館運営審議会委員)	再
わかばやし まゆみ 若林 真由美				社会教育関係者 (社会教育委員)	再
ながひさ しげゆき 長久 重幸				社会教育関係者 (つつみざくら代表)	再
ちゅうじょう のりこ 中 條 紀子				家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなし広場たんぼぼ元代表)	再
むしか のりこ 虫 鹿 典子				家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなしグループいろいろ代表)	再
かまの 恵美子 釜野 恵美子				家庭教育の向上に資する活動を行う者 (図書館みのりの会代表)	新
しまざき むねこ 嶋崎 宗子				学識経験者 (元木曾川町立図書館資料選定委員会委員)	再
ないとう としかず 内藤 俊和				学識経験者 (元一宮市立中央図書館長)	新
みわ 輪 豊 三 輪 豊				学識経験者 (元一宮市立子ども文化広場図書館専門員)	新

2. 任命期間

平成27年6月1日～平成29年5月31日

○図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）【抜粋】

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

○一宮市立図書館条例（昭和31年4月1日条例第18号）【抜粋】

(委員の定数)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

(平15条例17・追加)

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平15条例17・追加)

第50号議案

一宮市博物館運営協議会委員の任命について

一宮市博物館運営協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市博物館条例第4条の2第2項の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市博物館運営協議会委員 任命候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
なかの 中埜 文彰				学校教育関係者 (一宮市立葉栗中学校長)	新
いしい 石井 弘道				学校教育関係者 (一宮市立浅野小学校長)	新
すぎもと 杉本 貞子				生涯学習関係者 (一宮市生涯学習推進会 議副会長)	新
もりかわ 森川 昌樹				社会教育関係者 (一宮市社会教育審議会 副会長)	新
むらもと 村本 摩純				家庭教育関係者 (前一宮市小中学校PT A連絡協議会母親代表)	新
わたなべ 渡邊 誠				学識経験者 考古学 (名古屋大学名誉教授)	新
しばがき 柴垣 勇夫				学識経験者 陶磁史 (静岡大学名誉教授)	新
やまくち 山口 泰弘				学識経験者 近世絵画史 (三重大学教授)	新

2. 任命期間

平成27年6月1日から平成29年5月31日

○一宮市博物館条例（昭和62年7月3日条例第26号）【抜粋】

（職員）

第4条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

（博物館運営協議会）

第4条の2 法第20条第1項の規定により、一宮市博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年5月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
2	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 のだ いちろう 野田 一郎	まち 地域ブランド確立～つ ながりの始動～ まち 地域ブランド 138 ハロ ウィン～おりものパレ ード～	地域独自の資 源(おりもの) を活用した まち 「地域ブラン ド=138 ハロ ウィン」を開 催し、市民に 地域資源(お りもの)の認 知度を高める	6月13日(土) ～10月31日(土)	トビル、七夕 まつり会場 および一宮 スポーツ文 化センター	無料	(4)
3	愛知サマーセミナー 実行委員会 実行委員長 てらうち よしかず 寺内 義和	第27回 愛知サマーセミナー	・講演会 倉本 聰氏(脚本 家) 他 ・公開講座 ・弁論大会 他	7月18日(土) ～7月20日(月)	愛知淑徳中 学校・高等学 校・大学、梧 山大学、星ヶ 丘テラスお よび周辺	無料	(6)
4	いちのみや秋ま つり実行委員会 委員長 のりたけ しんや 則竹 伸也	一宮だいたいフェスタ 大集合 for Hallow een 2015	・オープン・ フィナーレセ レモニー ・パレード ・衣装コンテ スト ・お菓子プレ ゼント	10月3日(土) ～10月31日(土)	一宮市内 一 円	無料	(3)
5	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 のだ いちろう 野田 一郎	第4回 ICHINOM IYA ふるさと 郷土グルメグランプリ	・出店者が地元 食材使用等によ り「一宮めし」を 創作し試食会 ・市民が料理こ 投票、グランプリ の発表	10月17日(土)	138タワー パーク	無料(出店 料は無料、 保健所申 請・備品の 一部等は 実費、料理 の試食は 1品50 0円均一)	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
6	東海テレビ放送 (株) 事業局・事業部 長 たなか たつや 田中 達也	ふれあいねこ展	・ねこ展示 ・パネルコー ナー ・ねこ写真展 ・ねこカフェ コーナー 他	8月12日(水) ～8月25日(火)	名鉄百貨店 一宮店	有料 大人 900 円 小人 600 円	該当 なし

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
9	一宮ジョイントオーケストラ 代表者 かげひ 寛 ありひろ 彰洋	さわやか吹奏楽クリニック	・吹奏楽講習会 ・市内中学生 ・参加者数(見込み)60名	7月5日(日) 午前9時30分～ 午後3時	一宮市尾西生涯学習センター 西館	無料	(6)
10	一宮ジョイントオーケストラ 代表者 かげひ 寛 ありひろ 彰洋	一宮ジョイントオーケストラ 定期練習会	・吹奏楽の練習 ・市内小中学生(小学5年生～中学3年生) ・参加者数(見込み)45名(1回あたり)	平成27年6月7日(日)～平成28年3月20日(祝・日)までの日曜日に年間29回実施 午前9時～正午	一宮市尾西生涯学習センター 講堂	有料 年会費として一人6000円	(6)
11	愛知県食品衛生協会 一宮支部 支部長 のりたけ 則竹 ともや 伸也	「食中毒予防啓発標語・うちの図案募集」 ・優秀作品表彰	・食中毒予防の啓発事業を通して、地域の食育の一端を担う。 ・参加者 市内19中学校の生徒1000名	募集 7月20日(祝月)～8月31日(月) 優秀作品表彰 10月頃	各中学校	無料	(3) (6)
12	志水塾一宮 代表者 さかい なおき 酒井 直樹	授業力アップセミナー in一宮2015	・算数・数学の授業力アップを図る。 ・愛知教育大学教職大学院特別教授 志水廣 氏の講演 ・授業作り実習 ・復習法のスキルアップ 教員40名	8月30日(日) 午前9時～午後4時30分	尾西グリーンプラザ	有料 4000円	(6)
13	一宮商工会議所青年部 会長 かとう ひろゆき 加藤 寛之	20周年記念事業 「ジュニアエコノミースクール」～キッズモールいちのみや2015～	・1チーム3～6名で模擬株式会社(商店)を設立し、計画、仕入れ、販売、決算までの一連のサイクルを体験するプログラム。 ・参加者 市内小学校5年生・6年生54名	8月1日(土) 9月12日(土) 10月18日(日) 10月24日(土)	一宮商工会議所 一宮商工会議所 名鉄百貨店一宮店1階入り口付近 一宮商工会議所	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
14	NPO 法人こころとま なびどっとこむ 理事長 おびき 昭房	不登校・ひきこもりフ ォーラム&保健所と NPOによる合同相談会	・不登校やひきこもりの子 どもを持つ保護者の体験 談を聞く、 ・グループシェアと合同相 談会 ・参加者数 (見込) 100名	6月27日(土) 午後1時～午後 5時	一宮市木曾川 庁舎	無料	(4) (6)
15	いちい信用金庫 理事長 あわの ひでき 栗野 秀樹	第16回いちい金融ス クール「夏休み親子で 学ぶ金融教室」	・地域の小学生と保護者を 対象とした金融教室 「見て学ぼう」 「触れて学ぼう」 「クイズ」 「おこづかい帳をつけ てみよう」 『株式会社モンテールの 美濃加茂工場』見学と試 食 一宮市内小学生と保護者 20組40名	7月23日(木) 午前9時30分～ 午後4時30分	いちい信用金 庫本店 4階会議室及 び本店営業部	無料	(6)
16	あいち子どもわくわ く企画 代表 おぎの たまみ 荻野 珠美	第4回めざせ!一宮子 ども観光大使 ～138タワーでガイド 体験をしよう～	・一宮市の観光資源である 138タワーについて、子ど もと保護者にもっとよく 知ってもらおう。 ・ボランティアガイドさん の説明を体験し、観光ガイ ドのイメージをつかむ。 ・小中学生とその保護者 40名	7月11日(土) 午前10時～午 後0時	138タワー	有料 100円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
9	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県生涯学習推進センター センター長 おざわ ちあき 小澤 智明 主催(共催) (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 及び 愛知県教育委員会	生涯学習地域連携講座 愛知県立一宮商業高等学校「パソコン・スマホ講座」	愛知県立一宮商業高等学校の特性を活かしたパソコン操作・スマホ操作の学習講座	7月25日(土) 7月26日(日) 8月1日(土) 8月2日(日)	愛知県立一宮商業高等学校	無料	(1) (4) (6)
10	尾西混声合唱団 団長 あだち しげよし 足立 重喜	尾西混声合唱団 サマーコンサート	合唱の発表会	7月26日(日)	尾西グリーンプラザ	有料 500円	(7)
11	一宮北モラロジー事務所 代表世話人 たかま かおる 高間 薫	ニューモラル講演会	公益財団法人モラロジー研究所の講師による『「つながり」の中にいきる』をテーマにした講演会	6月13日(土)	尾関公民館	有料 200円	(6)
12	セルフイーユ 代表 いそ りつこ 井手 律子	東北支援チャリティー&結成20周年コンサート	震災ソングの演奏及びコーラス・楽器演奏・パフォーマンズ等参加型の音楽演奏会	9月6日(日) 9月13日(日)	犬山国際観光センター 瑞穂市総合センター	有料 1,000円	(7)
13	チームビルディングを学ぶ会 代表 あらかわ あけみ 荒川 明美	教師のためのチームビルディング基礎講座	集団をチームへ変えるチームビルディングの手法を体験するワークショップ	8月16日(日)	一宮スポーツ文化センター	有料 8,000円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
14	<p>ののはな太鼓 代表 くずや けいこ 葛谷 恵子</p> <p>主催 障害児者太鼓フェス ティバル実行委員 会 実行委員長 くはしま のりこ 國島 典子</p>	<p>第19回障害児・者太 鼓フェスティバル in 一宮 「ひびけ！心に！ みんなのわ」</p>	<p>障害児・者の和太鼓グル ープやプロ和太鼓集団 による演奏発表会</p>	8月30日(日)	一宮市民会館	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
11	社会福祉法人一宮 市社会福祉協議会 会長 <small>かわむらまさお</small> 河村正夫	平成 27 年度一宮市 障害者スポーツ大会	スポーツを通じて障害 者が体力の維持、増強 に努めてきた成果を発 揮しあい、お互いを理 解し、明朗快活な生活 と協働精神を養い、健 常者とともに楽しい社 会生活を営むことを目 的とする。	7月5日(日)	一宮市木曾川 体育館	無料	(3) (6)
12	NPO 法人幼児教育 従事者研究開発機 構 理事長 <small>おくそのじゅんこ</small> 奥園淳子	防災チャレンジ大運 動会 in 一宮	小学生とその家族を対 象に「防災を楽しく学 ぶ」ことを目的に防災 運動会を実施する。	5月30日(土)	一宮市立萩原 小学校	無料	(4) (6)